

## 化学肥料低減計画書の取組メニュー及び保管書類について

取組メニュー	具体的な取組例			備 考	保管書類
	水稻・麦	野菜・果樹など	養液栽培		
ア 土壌診断による施肥設計	土壌診断結果をもとに施肥設計 ・診断結果は概ね3年以内を対象 ・農家による簡易分析でもよい	土壌診断結果をもとに施肥設計 ・診断結果は概ね3年以内を対象 ・農家による簡易分析でもよい	給・排液のECを測定して、給液の設定ECを調整するなど	・地域内の代表的な農地の土壌診断結果に基づいてJAや普及センター等が作成し、参加農業者が実行した施肥設計などでも代用可 ・分析項目の増加、診断点数の増加等を行えば、従来の取組の強化・拡大「◎」に該当とする。	・業者等の土壌診断結果（分析データ）、施肥設計表 ・農業者自身が簡易キット等を用いた場合はその診断結果及びその結果に基づき施肥設計した記録（栽培日誌等への記載でも可） ・施肥設計に基づいて施肥を行ったことが分かる栽培日誌等 ※土壌診断については、分析項目、点数の定めはないが、その後の施肥設計に必要な項目及び点数を分析すること
イ 生育診断による施肥設計	葉色板等を使用した生育診断による施肥設計 ・追肥量の調節など	各作物にあった生育診断手法の活用による施肥設計 ・追肥量の調節など	各作物にあった生育診断手法の活用による施肥設計 ・設定ECや給・排液量の調節など	・地域内の代表的な農地の生育診断結果に基づいてJAや普及センター等が作成し、参加農業者が実行した施肥設計などでも代用可能 ・前年の生育データ等を元に診断した取組も可とする ・診断点数の増加、診断回数の増加等を行えば、従来の取組の強化・拡大「◎」に該当とする。	・業者等の生育診断結果（分析データ）、施肥設計表 ・農業者自身が診断した場合はその診断結果及びその結果に基づき施肥設計した記録（栽培日誌等への記載でも可） ・施肥設計に基づいて施肥を行ったことが分かる栽培日誌等 ※生育診断については、点数の定めはないが、その後の施肥設計に必要な項目及び点数を分析すること
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	栽培暦等に記載の低コスト施肥体系への転換	栽培暦等に記載の低コスト施肥体系への転換		・地域、部会等で肥料低減を目的とした施肥設計を取り決めて実施している場合等が該当	・慣行栽培と比較して低コスト施肥体系であることが分かる栽培指針、栽培暦、減肥基準等 ・施肥設計に基づいて施肥を行ったことが分かる栽培日誌等
エ 堆肥の利用	家畜ふん堆肥（牛ふん堆肥や鶏ふん堆肥等）等を施用して、化学肥料を低減	家畜ふん堆肥（牛ふん堆肥や鶏ふん堆肥等）やパーク堆肥を施用して、化学肥料を低減		・化学肥料の低減に資する施用量であること（極少量など低減効果とならない場合は不可） ・自給堆肥も該当	・堆肥の購入伝票等 ・堆肥散布を行ったことが分かる栽培日誌等 ・委託散布の場合は委託依頼書、領収書等 ・自給堆肥の場合は、自給堆肥の生産工程の記録等
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）	左記のとおり	左記のとおり		・普通肥料登録されたもの ・化学肥料の低減に資する施用量であること（極少量など低減効果とならない場合は不可）	・肥料の購入伝票等 ・施肥を行ったことが分かる栽培日誌等 ・委託散布の場合は委託依頼書、領収書等

取組メニュー	具体的な取組例			備 考	保管書類
	水稻・麦	野菜・果樹など	養液栽培		
カ 食品残渣など国内資源の利用 (エとオ以外)	・稲わらすき込み ・スラグ等（ケイカル、ミネラルG等） の施用	・稲わら、落葉、カヤの利用 ・微量元素補給を目的としたスラグ等 （ケイカル、ミネラルG等）の施用		・化学肥料の低減に資する施用量であること (極少量など低減効果とならない場合は不可)	・肥料の場合は購入伝票等 ・施肥や資材散布を行ったことが分かる栽培日誌等 ・委託散布の場合は委託依頼書、領収書等
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む） の利用	有機質が配合された有機質肥料、有機入り 化成肥料等の利用	有機質が配合された有機質肥料、有機入り 化成肥料等の利用		・有機質の配合割合は問わない ・化学肥料の低減に資する施用量であること (極少量など低減効果とならない場合は不可)	・肥料の購入伝票等 ・施肥を行ったことが分かる栽培日誌等 ・委託散布の場合は委託依頼書、領収書等
ク 緑肥作物の利用	休閑期に栽培した緑肥作物をすき込み、化学肥料を低減する ・例（レンゲやヘアリーベッチ、クローパー等）	緑肥作物を栽培してすき込み、土づくりや化学肥料の低減に資する ・例（レンゲやヘアリーベッチ、クローパー、ソルゴーやクロタラリア等）			・緑肥作物の種子等の購入伝票等 ・緑肥種子の使用量、緑肥の生育状況やすき込み等 を行ったことが分かる栽培日誌等（写真の併用が望ましい）
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	左記のとおり ・例（コシヒカリ等）	左記のとおり	左記のとおり		・現在栽培している品種や慣行的に栽培されている品種よりも肥料施用量が少ない品種と判断した資料（栽培暦、栽培指針、研究データ等） ・肥料施用量の少ない品種の種苗又は種子の購入伝票等 ・品種や作付け面積等を記録した栽培日誌
コ 低成分肥料（単肥配合を含む） の利用	・単肥（配合）肥料の利用 ・項目ウ以外のL字型肥料（低PK銘柄） の利用	・単肥（配合）肥料の利用 ・L字型肥料（低PK銘柄）の利用	・単肥（配合）肥料の利用	・リン酸や加里が少ない圃場では避ける（コスト低減を目的とする場合は「セ」で申請。）	・低成分肥料であることが分かる資料等（購入伝票で判断できる場合は省略可能） ・肥料の購入伝票等 ・施肥を行ったことが分かる栽培日誌等
サ 可変施肥機の利用 （ドローンの活用等も含む）	左記のとおり ・例（田植機、ドローン、可変施肥ハイクリブーム等）	左記のとおり ・例（ドローン、可変施肥ブロードキャスター等）		・ドローン活用だけでは該当しない。 ・ドローンを利用して可変施肥（リモートセンシング等によりほ場内でも散布量を変えるなど）の実施等が該当 ・基肥一発施肥体系を基肥+ドローン追肥2回等の施肥体系に変更し、施肥量低減、コストダウン等が行われた場合は「セ」の取組に該当	・可変施肥機であることが分かる資料（カタログ等）を保管 ・自己所有機械の購入伝票等 ・リース、レンタル、委託等で作業を施肥を行った場合は、そのことが分かる資料等 ・肥料の購入伝票等 ・施肥を行ったことが分かる栽培日誌等
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	側条施肥、ペースト施肥等	作条施肥、うね立て同時施肥、うね内施肥、灌注施肥、マルチ内施肥、点滴・灌水チューブによる液肥施用（養液土耕）等	点滴・灌水チューブによる液肥施用等		・局所施肥機であることが分かる資料（カタログ等）を保管 ・機械の購入伝票等 ・リース、レンタル、委託等で作業を行った場合はそのことが分かる書類等 ・肥料の購入伝票等 ・施肥を行ったことが分かる栽培日誌等

取組メニュー	具体的な取組例			備考	保管書類
	水稻・麦	野菜・果樹など	養液栽培		
ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用	育苗箱施肥（苗箱まかせ等） ・水稻育苗箱に肥効調節型肥料を入れること で、ほ場での基肥と追肥作業が省略でき、窒素の利用率が高いため、肥料低減となる施肥方法等	ポット・セル苗施肥 (例)育苗時のポット苗やセル苗の用土に肥効調節型肥料を混合することで、その苗をほ場に定植するだけで効率的な局所施肥となり、肥料低減となる施肥方法等 ・単なるトレイ育苗やポット育苗は対象外		・肥料の被膜殻のほ場からの流出に留意すること	・肥料の購入伝票等 ・苗の購入伝票等（購入苗の場合） ・施肥を行ったことが分かる栽培日誌等
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く。）	既存肥料に比べ低価格銘柄への変更	既存肥料に比べ低価格銘柄への変更	・既存肥料に比べ低価格銘柄への変更 ・測定した給・排水量をもとに、排水量が少なくなるよう給液量を調節 ・養液交換間隔の延長	・化学肥料の成分量が少なく、低価格銘柄への変更が該当 ・同様の施肥量（成分量）で肥料コストを抑える取り組みなども該当	・本メニューに該当することが分かる資料（肥料の使用量が減少したことが分かるような施肥設計書や、コストが減少したことが分かる資料等） ・肥料の購入伝票等 ・施肥を行ったことが分かる栽培日誌等
ソ 地域特認技術の利用					
タ 有機農産物、特別栽培農産物の生産に取組んでいる、環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている等、全作付面積の半分以上を占める作物又はこれに準ずる作物群のうちの2品目以上で化学肥料の3割低減を大幅に超える取組が行われていることを証明できる。					（有機農産物に取組んでいる場合） ・有機農産物認証等 （特別栽培農産物に取組んでいる場合） ・特別栽培農産物の表示ガイドラインに基づいた表示を行い販売していることを証明する書類等（表示をした農産物を販売している写真等） （環境保全型農業直接支払交付金に取組んでいる場合） ・市町村に提出する活動計画書（共通様式第3号）、実績報告書（様式第12号）等 ※上記のいずれも今回申請する肥料を利用する作物について、全作付面積の半分以上を占める作物、またはこれに準ずる作物群のうちの2品目以上で化学肥料の3割低減を超える取り組みが行われている必要があります。

・上記取組を証明及び保管する書類として「写真」（生育診断の様子（葉色診断等）、肥料散布の作業風景、自給堆肥の製造風景、自己所有の機械等）も有効と考えますので、必要に応じて保管をお願いします。

※一人で肥料散布作業を行っている場合等で写真撮影が難しい場合もありますので、必須とはいたしません。

・上記取組以外でも対象となる取組はありますが、いずれの取組についても「**化学肥料の低減**」の取組につながる**必要**があり、**そのことを説明できる書類及び取組を実施したことが確認できる書類の保管**が必要となります。

・また、化学肥料低減計画書に「◎（従来の取組の強化・拡大）」をつけた場合は、強化・拡大したことが分かる書類も別途必要となります。

・1つの取組を2つの取組としてカウントすることはできません。（例）「キ 有機質肥料」と「コ 汚泥肥料」の両方を混合した肥料を利用しても○をつけれるのは、「キ」又は「コ」のみです。